

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問看護

| | | |
|----------------------------|------------------------|-----------------------|
| 事業所の名称 共立訪問看護ステーションつるみね | 所在地 岡谷市川岸上1丁目22番21号 | 廃止した年月日 平成15年5月31日 |
|----------------------------|------------------------|-----------------------|

(2) 訪問リハビリテーション

| | | |
|---------------------|------------------------|-----------------------|
| 事業所の名称 つるみね共立診療所 | 所在地 岡谷市川岸上1丁目22番21号 | 廃止した年月日 平成15年5月31日 |
|---------------------|------------------------|-----------------------|

2 指定居宅介護支援事業者

| | | |
|---------------------|------------------------|-----------------------|
| 事業所の名称 つるみね共立診療所 | 所在地 岡谷市川岸上1丁目22番21号 | 廃止した年月日 平成15年5月31日 |
|---------------------|------------------------|-----------------------|

高齢福祉課

長野県告示第356号

給食施設指導要綱（昭和42年長野県告示第132号）は、廃止します。

平成15年7月10日

長野県知事 田 中 康 夫

保健予防課

長野県告示第357号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の地籍調査実施計画を国土調査として指定しました。

平成15年7月10日

長野県知事 田 中 康 夫

| | | |
|------------------|---------------------------|----------------------|
| 調査を行う者の名称 伊那市 | 調査地域 伊那市西春近及び大字西春近の各一部 | 調査期間 平成16年3月31日まで |
| 上伊那郡中川村 | 上伊那郡中川村葛島の一部 | 平成16年3月31日まで |
| 小県郡青木村 | 小県郡青木村大字村松の一部 | 平成16年3月31日まで |

農村整備課

長野県告示第358号

長野市長から、次のとおり公共測量が終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成15年7月10日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 作業種類 公共測量（都市計画基本図作成）
- 2 作業期間 平成15年2月20日から平成15年6月24日まで
- 3 作業地域 長野市上ヶ屋他

監理課

長野県人事委員会告示第2号

平成13年長野県人事委員会告示第1号（長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第13条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報）の一部を次のように改正し、平成15年7月10日以後に合格を発表する試験に係る記録情報から適用します。

平成15年7月10日

長野県人事委員会委員長 湯 本 清

表の長野県警察官採用試験（A）の項中

「 (4) 体格検査の結果 (5) 合格者の順位 」 を 「 (4) 合格者の順位 」 に改め、同表の長野県警察官採用試験（B）の項中

「 (2) 体格検査の結果 (3) 合格者の順位 」 を 「 (2) 合格者の順位 」 に改める。

人事委員会事務局



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年7月10日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び予定数量

次の物品の印刷物製造の請負

| | |
|-----------------------|------|
| ア 積算基準及び標準歩掛 下水道編 歩掛編 | 86冊 |
| イ 積算基準及び標準歩掛け下水道編 電算編 | 49冊 |
| ウ 積算基準及び標準歩掛け機械経費編 | 155冊 |
| エ 設計積算参考資料 土木工事編 | 211冊 |
| オ 実施設計単価表 | 262冊 |

(2) 物品等の特質

入札説明書とのおり

(3) 納入日

平成15年8月26日

(4) 納入場所

土木部監理課

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「製造の請負」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参 加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026(235)7079

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含みます。）

ア 日時 平成15年7月22日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県総務部管財課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年7月23日 午後3時30分

イ 場所 長野県庁本館入札室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書によります。

管財課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年7月10日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成15年6月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 NPOふれあいながの

3 代表者の氏名

福岡清人

4 主たる事務所の所在地

飯田市上郷飯沼1656番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して、健康上の不安解消と、相互扶助ネットワークの形成に関する事業を行い、充実した生活及び地域の発展に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年7月10日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成15年7月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 きどころハウス

3 代表者の氏名

今井秀臣

4 主たる事務所の所在地

駒ヶ根市赤穂16530番地4

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、子ども及びその家族に対して、地域で安心して暮らすための介護サービスや子育て支援サービスに関する事業を行い、よって社会福祉に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年7月10日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成15年7月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 さんみ

3 代表者の氏名

岩崎 興治

4 主たる事務所の所在地

長野市上松2丁目71番1号

5 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者とその家族が、住み慣れた地域で安心して充実した暮らしを営めるように養護養育を行い社会的に自立できるように支援することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年7月10日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成15年6月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ぶどう家

3 代表者の氏名

藤森秀昭

4 主たる事務所の所在地

松本市笛賀3844番7号

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢あるいは障害をもっていても、住み慣れた地域でその人らしく暮らせるよう、啓蒙活動を通じて積極的に住民参加を促し、身体介護、家事援助、外出介護、相談等の事業を行い、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成15年7月10日

長野県立こども病院長 石曾根 新八

1 落札に係る物品の名称及び数量

全身用エックス線コンピュータ断層撮影装置 一式

2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地

(1) 名称 長野県立こども病院

(2) 所在地 南安曇郡豊科町大字豊科3100

3 落札を決定した日

平成15年6月24日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 株式会社 上條器械店

(2) 所在地 松本市中央1丁目4番7号

5 落札金額

193,620,000円

6 契約の相手方を決定した手続き

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成15年5月15日

医務課県立病院室

公告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の報告が次のとおりありました。

平成15年7月10日

長野県知事 田 中 康 夫

| 発生した家畜伝染病の種類 | 家の種類 | 発生年月日 | 患畜の区分 | 発生頭数 | 発生の場所又は区域 |
|--------------|------|------------|-------|------|-----------|
| ヨーネ病 | 牛 | 平成15年6月26日 | 患畜 | 1 | 諏訪郡富士見町 |

畜産課

公告

南佐久郡川上村による秋山地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成15年7月10日

長野県佐久地方事務所長 和 田 恒 良

1 縦覧に供する書類

(1) 条例の写し

(2) 土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成15年7月11日から平成15年8月8日まで

3 縦覧の場所

南佐久郡川上村役場

土地改良課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成15年7月10日

長野県立こども病院長 石曾根 新八

1 落札に係る物品の名称及び数量

全身用エックス線コンピュータ断層撮影装置 一式

公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の規定により特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）を定めましたので、同条第7項において準用する同法第4条第4項の規定により次のとおり公表します。

平成15年7月10日

長野県知事 田中康夫

1 名称

特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）

2 計画期間

平成16年4月1日から平成19年3月31日

3 計画の目的

ニホンザルの地域個体群を長期にわたって安定的に維持すること及びニホンザルによる農林業被害を軽減することにより、ニホンザルと人との共存を図る。

4 計画の対象地域

長野県全域

5 計画書の閲覧場所

長野県林務部森林保全課及び各地方事務所林務課

6 問い合わせ先

長野県林務部森林保全課森林鳥獣保護係

（電話）026-235-7270

森林保全課

公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条の規定による狩猟免許の更新のための適性検査及び講習を次のとおり行います。

平成15年7月10日

長野県知事 田中康夫

1 適性検査及び講習の日時等

別表のとおりとします。

2 対象者

県内に住所を有する者で、平成15年9月15日に狩猟免許を更新しようとする者

3 適性検査の内容及び講習科目

| 区分 | 適性検査の内容及び講習科目 |
|------|---------------------|
| 適性検査 | 視力、聴力及び運動能力 |
| 講習 | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令 |
| | 鳥獣の判別 |
| | 猟具の取扱い |

4 受検及び受講の手続等

(1) 狩猟免許更新の申請

適性検査及び講習を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げるところにより、狩猟免許の更新の申請をしてください。

ア 提出書類

(ア) 狩猟免許更新申請書 1通

(イ) 医師の診断書 1通

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての診断書（申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合に限ります。）

(ウ) 写真 1枚

申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判（縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートル）の写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの

(エ) 80円切手をはったあて先明記の返信用の封筒 1通

イ 提出先

住所地を管轄する地方事務所（市にあっては、その市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市にあっては松本地方事務所、更埴市及び須坂市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所）の林務課

ウ 手数料

手数料（2,900円）は、長野県収入証紙により（申請書にはって、消印しないこと。）納付してください。

(2) 申請の受付期限

適性検査及び講習の実施日の10日前までとします。

5 その他

(1) 適性検査及び講習の当日は、筆記用具を持参してください。

- (2) 別表の収集範囲以外の場所での受検及び受講を希望する者は、受付時に申し出てください。
- (3) 適性検査及び講習についての問い合わせは、最寄りの地方事務所林務課にしてください。
- (4) 狩猟免許更新申請書の請求は、最寄りの地方事務所林務課、市役所及び町村役場にしてください。

(別表)

| 月 日 | 時 間 | 場 所 | 収 集 範 囲 |
|-------|---------------------|------------------------|--------------------|
| 7月25日 | 午前8時30分から 午後4時まで | 佐久市 長野県佐久合同庁舎 | 小諸市、佐久市、南佐久郡及び北佐久郡 |
| 7月28日 | | | |
| 7月29日 | | | |
| 7月30日 | | | |
| 8月12日 | | | |
| 8月13日 | | | |
| 8月14日 | | | |
| 9月14日 | | | |
| 8月28日 | | 上田市 上小森林センター | 上田市及び小県郡 |
| 8月29日 | | | |
| 9月4日 | | | |
| 9月5日 | | | |
| 9月12日 | | | |
| 8月19日 | | 諏訪市 長野県諏訪合同庁舎 | 岡谷市、諏訪市、茅野市及び諏訪郡 |
| 8月20日 | | | |
| 8月21日 | | | |
| 9月5日 | | 駒ヶ根市 駒ヶ根市勤労会館 | 伊那市、駒ヶ根市及び上伊那郡 |
| 9月8日 | | 上伊那郡飯島町 飯島町役場 | |
| 9月9日 | | 上伊那郡高遠町 高遠町総合福祉センター | |
| 9月10日 | | 伊那市 伊那市役所 | |
| 9月11日 | | 上伊那郡辰野町 辰野町役場 | |
| 9月14日 | | 伊那市 長野県伊那合同庁舎 | |
| 8月19日 | | 下伊那郡南信濃村 遠山郷土館 | 飯田市及び下伊那郡 |
| 8月21日 | | 下伊那郡豊丘村 豊丘村保健センター | |
| 8月25日 | | 飯田市 飯田市勤労者福祉センター | |
| 8月27日 | | 下伊那郡阿南町 阿南町民会館 | |

| | | |
|-------|------------------------|--------------------------------|
| 8月29日 | 飯田市 飯田市勤労者福祉センター | |
| 9月1日 | | |
| 9月3日 | 下伊那郡阿智村 阿智村中央公民館 | |
| 8月28日 | 木曽郡南木曽町 南木曽会館 | 木曽郡 |
| 8月29日 | 木曽郡木曽福島町 長野県木曽合同庁舎 | |
| 8月30日 | | |
| 7月29日 | 南安曇郡豊科町 豊科町公民館 | 松本市、塩尻市、東筑摩郡及び南安曇郡 |
| 8月1日 | 南安曇郡安曇村 安曇村基幹集落センター | |
| 8月4日 | 南安曇郡穂高町 穂高町民会館 | |
| 8月5日 | 南安曇郡堀金村 堀金村総合体育館 | |
| 8月7日 | 塩尻市 塩尻市保健福祉センター | |
| 8月8日 | 東筑摩郡四賀村 四賀村役場 | |
| 8月19日 | 松本市 長野県松本合同庁舎 | |
| 8月20日 | | |
| 9月10日 | | |
| 9月14日 | | |
| 7月29日 | 大町市 長野建設労働者研修福祉センター | 大町市及び北安曇郡 |
| 7月31日 | 北安曇郡松川村 松川村役場 | |
| 8月5日 | 北安曇郡白馬村 白馬村役場 | |
| 7月29日 | 長野市 長野県長野合同庁舎 | 長野市、須坂市、更埴市、更級郡、埴科郡、上高井郡及び上水内郡 |
| 7月30日 | | |
| 8月5日 | 須坂市 須坂市役所 | |
| 8月22日 | 更埴市 更埴市屋代公民館 | |
| 9月4日 | 埴科郡坂城町 坂城町文化センター | |
| 9月5日 | 上水内郡信州新町 信州新町水防会館 | |
| 9月14日 | 長野市 長野県長野合同庁舎 | |
| 9月2日 | 中野市 長野県北信合同庁舎 | 中野市、飯山市、下高井郡及び下水内郡 |
| 9月10日 | | |

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年7月10日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

工事事務管理システム維持管理業務委託一式

(2) 役務の特質

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成15年8月1日から平成16年3月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県土木部監理課技術管理室

電話 026(235)7323

4 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時 平成15年7月14日 午後2時

(2) 場所 長野保健所 会議室301号会議室

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年7月22日 午前10時

イ 場所 長野県庁 議会棟501号会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けない。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定め

る期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

(5) 契約保証金

政令167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りでない。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定する。

6 その他

詳細は入札説明書による。

監理課技術管理室

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年7月10日

長野県知事 田中康夫

1 都市計画の種類及び名称

飯綱高原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

飯綱高原都市計画区域として指定を予定している区域

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県土木部都市計画課、長野県長野建設事務所及び長野市役所

4 縦覧期間

自 平成15年7月11日

至 平成15年7月24日

都市計画課

公告

平成16年度長野県盲学校理療科教員採用選考を次のとおり行います。

平成15年7月10日

長野県教育委員会教育長 濑良和征

1 採用予定の教員の人員

若干名

2 申込資格

昭和19年4月2日以降に生まれた者で、盲学校特殊教科教諭一

種若しくは二種免許状(理療)を有するもの又は平成16年3月31日までに取得見込みのもの

3 受付期間及び提出先

(1) 受付期間

平成15年8月26日(火)から9月8日(月)まで(郵送による場合は、9月8日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

(2) 提出先

郵便番号 380-8570(県庁専用郵便番号のため、住所の記載は不要)

長野県教育委員会事務局自律教育課

電話 026-232-0111(代)

内線 4375又は026-235-7456(直通)

所在地 長野市大字南長野字幅下692番地の2

4 申込書類

- (1) 採用選考申込書(長野県教育委員会が交付するもの)
- (2) 教員免許状の写し又は授与証明書若しくは取得見込証明書
- (3) 最終学校における学業成績証明書
- (4) 健康診断書(長野県教育委員会が指定した様式のもので、職務遂行に必要な健康度について、保健所又は医療機関において、平成15年7月10日以降に医師が診断したもの)
- (5) 受験票(長野県教育委員会が交付するもの)
- (6) 返信用の封筒(長形3号、縦23.5センチメートル×横12.0センチメートルの大きさとし、あて先を明記し、80円切手をはったもの)

5 選考

選考は、次の要領で行う。

| 期 日 | 会 場 | 対象者 | 選考内容等 | 備 考 |
|-----------------------|------|------------|---|--------------------------------|
| 平成15年 9月18日 (木) | 長野県庁 | 志願者 全 員 | 書類審査 面接 筆記検査 ・一般教養 ・小論文 実技 | 検査の開始時間等は受付期間終了後受験票により本人に通知する。 |

6 選考の結果

選考の結果は、10月上旬に通知する。

7 その他

- (1) 採用選考申込書及び受験票の用紙並びに採用選考要項は、自律教育課及び長野県立の盲学校で交付する。

郵便により請求する場合は、封筒の表に「教員採用選考申込用紙請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角型2号、縦33.2センチメートル×横24.0センチメートルの大きさ)を同封の上、自律教育課あてに申し込むこと。

- (2) 採用選考の結果については、長野県個人情報保護条例第13条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができる。

ア 開示請求することができる選考結果

合否及び総合評価(不合格者に係るものに限る。)

イ 開示する期間 選考結果通知日から1年間

ウ 開示する場所 長野県教育委員会事務局自律教育課(県庁8階)

エ 必要書類 運転免許証、学生証、健康保険証等本人であることを証明できる書類を持参すること。

- (3) 提出された書類は、一切返却しない。

自律教育課

公告

平成16年度長野県盲学校、ろう学校及び養護学校の寄宿舎指導員採用選考を次のとおり行います。

平成15年7月10日

長野県教育委員会教育長 濑 良 和 征

1 寄宿舎指導員の職務内容及び採用予定人員

(1) 職務内容

長野県立の盲学校、ろう学校及び養護学校において、寄宿舎で生活する児童及び生徒の日常生活上の世話及び生活指導を行う。

(2) 採用予定人員

若干名

2 申込資格

昭和19年4月2日以降に生まれた者(性別は問わない。)で、高等学校卒業以上の学力があると認められたもの(平成16年3月31日までに高等学校を卒業する見込みの者を含む。)

3 申込書類の受付期間及び提出先

(1) 受付期間

平成15年8月12日(火)から8月25日(月)までとし、郵送による場合は、8月25日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、土曜日及び日曜日は除く。

(2) 提出先

郵便番号 380-8570(県庁専用郵便番号のため、住所の記載は不要)

長野県教育委員会事務局自律教育課

電話 026-232-0111(代)

内線 4375又は026-235-7456(直通)

所在地 長野市大字南長野字幅下692番地の2

4 申込書類

- (1) 採用選考申込書(長野県教育委員会が交付するもの)

- (2) 最終学校における卒業証明書又は卒業見込証明書

- (3) 最終学校における学業成績証明書

- (4) 受験票(長野県教育委員会が交付するもの)

- (5) 返信用の封筒(長形3号、縦23.5センチメートル×横12.0センチメートルの大きさとし、あて先を明記し、80円切手をはったもの)

5 選考

選考は、次の要領で行う。

| 選考の順序 | 期 日 | 会 場 | 対象者 | 選考内容及び方法 | 備 考 |
|-------|-----------------------|------------|-----------|--|--|
| 第1次選考 | 平成15年 9月14日 (日) | 長野県 庁講堂 | 志願者 全員 | 書類審査 筆記検査 ・一般教養 (高等学校 卒業程度の 一般教養に ついての筆 記検査) ・作文 | 検査の時間 等は受付期 間終了後受 験票により 本人に通知 する。 |

| | | | | | |
|-------|------------|------|------------|---------------------------------|--------------------|
| 第2次選考 | 平成15年10月下旬 | 長野県庁 | 第1次選考合格者全員 | 書類審査 面接（個人） 適性検査 体力テスト | 日時等は第1次選考合格者に通知する。 |
|-------|------------|------|------------|---------------------------------|--------------------|

6 選考の結果

第1次選考の結果は、10月上旬に通知する。

7 その他

- (1) 採用選考申込書及び受験票の用紙並びに採用選考要項は、自律教育課若しくは最寄りの教育事務所又は長野県立の盲学校、ろう学校若しくは養護学校で交付する。

郵便により請求する場合は、封筒の表に「寄宿舎指導員採用選考申込用紙請求」と朱書し、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角型2号、縦33.2センチメートル×横24.0センチメートルの大きさ）を同封の上、自律教育課あてに申し込むこと。

- (2) 採用選考の結果については、長野県個人情報保護条例第13条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができる。

ア 開示請求することができる選考結果

- (ア) 第1次選考結果 不合格者に係る総合評価並びに一般教養及び作文の段階別評価

- (イ) 第2次選考結果 合否及び総合評価

イ 開示する期間 選考結果通知日から1年間

ウ 開示する場所 長野県教育委員会事務局自律教育課
(県庁8階)

エ 必要書類 運転免許証、学生証、健康保険証等本人であることを証明できる書類を持参すること。

- (3) 提出された書類は、一切返却しない。

自律教育課